著作権

02

# 著作権法の概要

### -POINTs -

- ・ウェブサイト制作に直接関係する著作権法
- ・著作権が制限される場合もある
- ・著作物利用のためのチェックポイント

### ■著作権とは

**著作権**は、一言で言えば文化的な創作物を保護の対象とする権利です。文化的な創作物とは、人間の思想や感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術・音楽の分野に属するものを指します。これを**著作物**といい、著作物を創作した人を**著作者**といいます(著作権法第2条1項1、2号)。

著作権は、産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)とは異なり、出願による登録を得なくても、著作物を創作しさえすればその時点で権利が発生し(これを「無方式主義」という)、以後原則として著作者の死後 50 年間権利が存続します(第 17 条 2 項、51 条)。

このように、ウェブサイト制作に携わる上では、自分たちの作り出すウェブサイトが、いかに多くの人々に影響を与えるかをしっかりと理解した上で、取り組む必要があります。

## 著作物とは

著作物とは、

- 1. 「思想または感情」を
- 2. 「創作的に」
- 3. 「表現したもの」であって
- 4.「文芸、学術、美術または音楽の範囲」に属するもの

です。著作権法では、著作物のいくつかの具体例を示しています(著作権法第10条1項)。

### 著作権の内容

著作物の公正な利用を図るため、著作権が制限される場合があります。例えば、個人的にまたは家庭内やこれに準ずる限られた範囲内で使用することを目的とする場合は、著作物を複製することができます(著作権法第30条)。

著作権の内容としての具体的な権利には種々ありますが、その中核は複製権、すなわち複製(コピー)をコントロールする権利(第21条)です。また、ウェブデザイナーとして特に知っておかなければならないのは、自動公衆送信権(送信の前段階のインターネット回線に接続するなどの送信を可能にする権利:送信可能化権を含む。第23条1項)です。これは、インターネットなどを利用した公衆への送信をコントロールする権利です。

### 著作隣接権

著作権法においては、著作物を一般公衆に伝達する実演家(歌手、俳優など)、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利を**著作隣接権**として保護しています(著作権法第89~104条)。

### 著作権の制限

著作物の公正な利用を図るため、著作権が制限される場合があります。例えば、個人的に又は家庭内やこれに準ずる限られた範囲内で使用することを目的とする場合は、著作物を複製することができます(著作権法第 30 条)。また引用の目的上、正当な範囲内で他人の著作物を自分の著作物に引用する場合(著作権法第 32 条)、屋外に恒常的に設置された美術の著作物を写真撮影したりする場合(第 46 条)などは、著作権者の許諾を受けずに自由に利用することができる場合などがあります。ただし、その利用の態様によっては、著作物の題名や著作者名などを表示して利用する必要があります(第 48 条)。また、著作権が制限される場合であっても、著作者人格権は制限されないので、むやみに改変を加えるなどして、著作者人格権を侵害することがないように注意しなければなりません。

## 権利侵害に対する救済

著作権や著作者人格権の侵害がなされた場合、権利者には、損害賠償請求や差止請求といった 救済手段があります。また侵害者に刑罰(5年以下の懲役または500万円以下の罰金/著作権 法第119条1項)が科される場合もあります。著作物の利用者は、著作権法に定められた条件 を慎重に検討することが必要です(特に上述の著作権の制限に当たるか否かは慎重に検討する必 要があります)。

\*法人の場合、1億5千万以下の罰金。また、これらを併 科できる

### ▋著作物を利用するための手順

利用者の要望で他人の著作物を利用する場合は、次の手順に従います。

- (1) 日本において保護される著作物であるかを確認する。
- (2) 保護期間内のものであるかを確認する。
- (3) 著作権者の許諾なしに利用できる場合であるかを確認する。
- (4) 著作権者または著作権など管理事業者を調べ、利用の許諾を得て利用する。

著作権

03

# 著作物とは

### -POINTs —

- ・著作物となるための条件
- ・ 著作物の種類の例示
- ・二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物の内容

### 著作物の種類

著作権制度によって保護される「**著作物**」とは、著作権法上、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています(著作権法第2条1項1号)。

この定義をさらに明確にするために、著作権法第 10 条は、以下のように著作物の種類を例示していますが、この例示に該当しないものであっても、著作物の定義の 4 つの要素、つまり、『「思想または感情」を「創作的に」「表現したもの」であって「文芸、学術、美術または音楽の範囲」に属するもの』のすべてを満たすものであれば、著作物に該当します。

言語	講演・座談会などでの発言、論文、レポート、作文、新聞・雑誌の記事、 小説、随筆、散文、詩、短歌、俳句、脚本、台本など	
音楽	楽曲、歌詞など	
振付	日本舞踊・バレエ・ダンス・パントマイムといったものの振付など	
美術	絵画、彫刻、版画、書、マンガ、舞台装置、美術工芸品など	
建築	芸術的建築物(一般の家やビルは含まれない)	
図形	地図、設計図、図面、図表、グラフ、数表、分析表、立体模型、地球儀など	
映画	映画フィルム、ビデオテープ、CD-ROM、DVD、コンピューターや ゲーム機器のメモリーなどに「固定(録画)」されている「動く映像」	
写真	写真、グラビアなど	
プログラム	コンピュータープログラム	

表 6-1 著作物の種類

さらに著作権法では、二次的著作物 (2条1項11号)、編集著作物 (12条)、データベース **の著作物** (2条1項10号の3) についてもそれぞれ規定しています。

#### ■二次的著作物

既存の著作物を「原作」として、次のような「加工」をすることによって作られる新たな著作物。

翻訳	別の言語に置き換えること
編曲	音楽をアレンジすること
変形	絵画を彫刻にすること(またはその逆)、写真を絵画にすることなど
脚色	小説を脚本にすることなど
映画化	小説やマンガなどを映画にすること

表 6-2 二次的著作物

#### ■編集著作物

既存の著作物やデータ(著作物でない単なる数値や情報など)を「部品」として、これらを「創作的に編集」すること(部品である著作物やデータを、その人なりの創意によって「選択」、「配列」すること)によって作られる新たな著作物(例:百科事典、新聞・雑誌、法令集、単語集、職業別電話帳など)。

### ■データベース

編集著作物と同じ方法で作られる著作物であって、コンピューターで検索できるもの(CD-ROM やコンピューターのメモリー内などに記載されている百科事典、法令集、辞書、職業別電話帳、判例集、データ集など)。

### ■著作物性が認められるための条件

上述の通り著作権法第 10 条は、著作物の種類を例示していますが、これはあくまでも例示であって、ここで掲げられている種類に該当するものが必ず著作物として認められる、というわけではありません。すなわち、著作権法上の著作物として認められる場合には、「思想または感情を創作的に表現したもの」でなければなりません。

「思想または感情」については、例えば「A さんの身長:1.5メートル」といった単なるデータは、書いた人の思想・感情と無関係ですから、著作物には該当しません。

「創作的」の意味は、高い芸術性とか独創性といったことを意味するのではなく、創作物に創作者の個性が何らかの形で表れていればいい、ということを意味します。

### アイデアは著作物ではない

著作物たりえるためには、単なる「アイデア」ではなく、「表現されたもの」でなければなりません。この点は、以下のような例を考えれば理解できます。

ある研究者Aが、自らの学説を基にして学術書を執筆して出版したとします。そしてこの学 術書を買ったある企業の科学者Bが、この学説を基にして製品を開発し発表したとします。このような科学者Bの行為は、学説という「アイデア」を利用してはいますが、研究者Aの学説を「表現したもの」である学術書そのものをコピーしているわけではありませんので、研究者Aの著作権を侵害するものではありません。(科学者Bが学術書そのものをコピーすれば研究者Aの著作権を侵害します。)

### ■著作者と著作権者

**著作者**とは、「著作物を創作する者」のことです(著作権法第2条1項2号)。一般には、小説家や画家などの創作活動を職業とする人のみが著作者になると考えられがちですが、著作権法上は、創作活動を職業としていなくても、さらには小学生や幼稚園児であっても、作文を書いたり絵を描いたりすれば、その作文や絵の著作者となり得ます。

一般的には、ある著作物が創作された瞬間には「著作者」は「著作権者」であり(つまり「著作財産権」を保有し)、かつ「著作者人格権」を保有します。「著作財産権」は譲渡・相続などによる移転ができますが、「著作者人格権」は一身専属ゆえ移転できません。ある著作物について「著作財産権」が移転されると、「著作者」(=引き続き「著作者人格権」を保有する者)と「著作権者」(=新たに「著作財産権」を保有する者/権利ごとに別人に譲渡できるので複数の者になる場合があります)が異なる、ということが発生します。

一方、著作権法上では、この原則に対する例外として、以下の2つの場合を定めています。

## 法人著作 (職務著作)

**著作者**とは「著作物を創作する者」のことを意味しますが、例えば、会社や公的機関で働く 人が勤務時間中に職務の一環として作った著作物については、むしろ会社や団体などの「雇い 主」を著作者とすべきではないか、という考え方もあります。

この点につき、著作権法は、次に掲げる4つの要件を全て満たす場合には、自動的に、雇い 主である法人などが「著作者」になるになると定めています(著作権法第15条)。

- 1. 法人などの発意に基づき創作される著作物であること
- 2. 法人などの業務に従事する者が職務上作成するものであること
- 3. 法人などの名義で公表する著作物であること
- 4. 契約・就業規則などに別段の定めがないこと

プログラムの著作物の場合には、上記3番目の法人名義の公表要件が不要とされています。 なお、職務著作に該当する場合には、「著作財産権」のみならず「著作者人格権」も法人など に原始的に帰属することになります。

### 「映画の著作物」の著作者

「映画の著作物」については、「プロデューサ」、「監督」、「撮影監督」、「美術監督」などのうち、映画の著作物の「全体的形成に創作的に寄与した者」が「著作者」となります。しかし、その映画の著作者が映画製作者(映画会社など)に対し当該映画の製作に参加することを約束するときは、著作者の権利のうち「著作財産権」の部分が自動的に映画製作者に移ることとされています(著作権法第29条)。従って、監督などの著作者には、「著作者人格権」のみが残ります。なお、映画の中で「部品」として利用されている音楽、美術、脚本、原作である小説などの著作者は、映画そのものの著作者ではありませんが、第三者が映画をさらに利用する(例えば、パッケージ化してビデオやDVDとして販売する)場合には、「部品」も同時に利用される形になるため、映画会社の了解を得るとともに、「部品」の著作者の了解も得ることが必要になります。

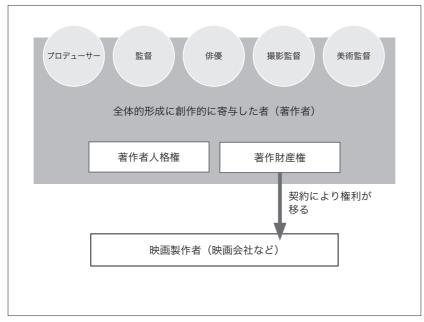


図 6-2 映画の著作権

著作権

04

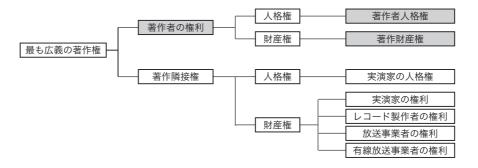
# 著作者人格権

-POINTs -

- ・ 著作者の権利
- ・ 著作者人格権の一身専属性
- ・ 著作者人格権の内容

### 著作者の権利

一口に「著作権」と言っても、実は、以下の図のようなさまざまな意味が含まれており、契約や取引交渉において「著作権」といった場合に、そのさまざまな意味のうちのどの意味での「著作権」なのかを確認しないと、議論がかみ合わなかったり、思わぬ誤解が生じたりすることになります。



## ■著作者人格権とは

「著作者の権利」には、人格的利益(精神的に傷つけられないこと)を保護するための「著作者人格権」と、財産的利益(経済的に損をさせられないこと)を保護する「著作財産権」があります(著作権法第17条1項)。

「**著作者人格権**」は、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利であり、著作者の創作者としての感情を守るためのものであることから、著作者に「一身に専属する」(譲渡したり相続したりすることはできない)ものとされています(第59条)。

### ■著作者人格権の内容

著作権法上、著作者人格権として、「公表権(著作権法第18条)」、「氏名表示権(第19条)」、「同一性保持権(第20条)」が認められています。

#### **■公表権**(第 18 条)

公表権とは、まだ公表されていない自分の著作物について、公表するかどうか、公表すると した場合にどういう方法および条件で公表するか、いつ公表するかを著作者自身が決定できる 権利です。

ただし、「未公表の著作物の著作権」を譲渡した場合や、「美術の著作物」または「写真の著作物で未公表のものの原作品」を譲渡した場合には、著作者は、著作物が公表されることにつき同意したものと推定されます(第 18 条 2 項)。これは、未公表とはいえ、著作物または原作品を譲渡しておきながら、その後公表権を基に公表を拒否することを認めたのでは、譲渡の意味がなくなってしまうからです。

### **■氏名表示権** (第 19 条)

氏名表示権とは、自分の著作物を公表する際に、「著作者名」を表示するかどうか、表示するとした場合に、どのように表示するか(実名か変名か)を決定できる権利です。例えば、匿名での公表を望んでいる著作者の氏名を実名で公表する行為は、その著作者の氏名表示権を侵害することになります。また、ペンネームを使用している著作者の著作物を実名で公表する行為も、その著作者の氏名表示権を侵害する行為となります。

ただし、ホテルのロビーなどにおけるバックグラウンドミュージックのように、著作音名をいちいち表示することが困難で、かつ、著作者の人格的利益を害するおそれがないと認められるときは、著作者名の表示を省略することができます(第19条3項)。包括的な規定ですが、とりわけデジタル時代を迎え、著作物の利用目的なり態様がさらに変わるとすれば、氏名表示権の制限を、このように包括的に定める意義は大きいでしょう。

#### ■同一性保持権(第20条)

同一性保特権とは、自分の著作物の内容、題号を自分の意に反して無断で改変させない権利 です。従って、もし仮に表現をよりよい方向に変えたとしても、変えたこと自体が開題になる のですから、同一性保特権の侵害となります。

しかし、誤字や脱字を訂正することまでは許されると考えられています。旧仮名遣いを新仮名遣いに勝手に変えることについては、意見が分かれるところです。

この同一性保持権についてもその制限範囲が限定されています (第20条2項)。特に、著作物の性質並びにその利用の目的および態様に照らしてやむを得ないと認められる改変は、当該著作物の著作者の同一性保持権を侵害しないとされています (同項4号)。

1

著作権

# 05

# 著作財産権(その1)

### -POINTs -

- ・著作財産権とは
- ・無断でコピーされない権利(複製権)
- ・複製権と出版権の関係

### 著作財産権とは

著作物の利用から生じる財産的利益を守るための著作財産権は、簡単に言ってしまえば「著作物を使って儲けることに関する権利」です。例えば、ある作家が書いた小説を他人が無断で本にして出版することは、著作者である小説家に対して、「経済的な損失」を与えることになります。この「経済的な損失」は、著作者本人が別途に同じ本を出版している場合には、「その著作者の本の売上が下がってしまう」という直接的な形で表れます。一方、著作者本人が同じ本を出版していなかったとしても、「もし出版していたならば、入るはずだった出版の許諾料が入らない」という形で表れます。いずれの場合においても、著作者は、その他人の出版を差し止めて、「経済的な損失」にかかわる損害賠償を請求することができます。

また、すでに述べたように、著作財産権は、土地の所有権などと同様に、その一部または全部を譲渡したり相続したりすることができます。従って、映画の著作物の例外を除いては、著作物が創作された時点では、著作者(創作者)と著作権者(著作財産権を保有する者)は同一ですが、著作者が著作者財産権を譲渡した場合には、著作者と著作権者は別人となります。つまり、その著作財産権の譲受人が著作者となり、著作者には著作者人格権が残ります。

### ■無断で複製(コピー)されない権利

#### ■ 複製権 (著作権法第 21 条)

複製権とは、著作物をどのような方法であれ「無断で複製(コピー)されない権利」のことをいいます。著作権法では、「複製する(コピーする)」ことを、「有形的に再製すること」と定義しており(2条1項15号)、どのような方法をとっても、「有形的に再製」すれば複製したことになります。例えば、手書き、写真撮影、複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積などの方法はすべて複製に該当します。また、複製に用いる媒体としても、紙、印画紙、磁気テープ、フロッピーディスク、フィルム、CD、DVD、ハードディスクなど、何を用いても、「有形的に再製」すれば、複製に該当します。さらに、「固定(録音・録

画・印刷など)されていない著作物」を「固定」する行為も、複製に該当します。例えば、「講師が話している講演を録音すること」、「コンサートで生演奏されている音楽を録音すること」、「演劇の発表会で踊り(振付)を録画すること」などは、すべて、複製に該当します。従って、これらすべての行為を無断で行う場合には、複製権の侵害に該当することになります。

#### ■ 出版権

出版権とは、頒布の目的をもってその出版の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的または化学的方法により文書または図画として複製する権利です。つまり、前述の「有形的な複製」、すなわち「複製権」の一部です。このように、あえて「複製権」の一部をとらえて「出版権」と呼ぶのは、以下のような理由があるからです。

例えば、出版社である A 社が、ある小説家が書いた小説を本として出版するためには、その小説家の「複製権」の利用につき許諾を得る必要があります。このとき、A 社が「独占出版」をしたい場合には、小説家との間で「A 社にのみ、出版のための許諾を与える(他社には許諾しない)」という契約を結ぶ必要があります。ここで、小説家が契約を破って、別の出版社(B 社)にも出版を許諾してしまったとしても、A 社は小説家の「複製権」そのものを譲り受けてはいないので、B 社の出版を差し止めることはできません。A 社ができることは、小説家を契約違反で訴えることのみです。この事態を回避するために、A 社は、小説家が持つ「複製権」のうち「出版」に関する部分を A 社に設定(部分的に移動したこと)しておく(他人が無断で出版することを A 社が差し止められるようにしておく)ことが必要になります。

このようにして、小説家から出版社に移された権利が、著作権法上、「出版権」と呼ばれる ものであり (第79条~88条)、そのような契約が「出版権設定契約」と呼ばれるものです。

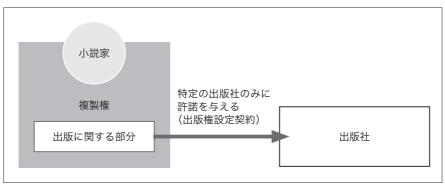


図 6-3 出版権

著作権

06

# 著作財産権 (その2)

# -POINTs -

- ・ 著作財産権の支分権
- ・無断で公衆に伝達されない権利
- ・二次的著作物に対する原作者の権利

### 無断で公衆に伝達されない権利

「無断で公衆に伝達されない権利」は、著作権法上は1つの権利とはされておらず、「上演権」、「演奏権」、「公衆送信権」、「上映権」、「口述権」、「展示権」、「譲渡権」、「貸与権」など数多くの権利に分けられています。このことは、各国の著作権法が複雑で分かりにくいものとなっている1つの原因でもあります。つまり、「公衆に伝達する」ことに関する権利は、伝達の「方法」ごとに権利を作ってきたという経緯があり、映画や無線送信などのテクノロジーが出現するたびに、「上映権」、「放送権」、「自動公衆送信権」などといった新しい権利が設けられ、権利の種類が増やされてきたのです。

「公衆に伝達する」ことに関する権利の具体的内容は、以下の通りです。行為によっては対象 となる著作物の種類が限定されています。

1. 上演権·演奏権 (著作権法第 22 条第)	著作物を公に「上演」(演劇の場合)したり、「演奏」(音楽の場合)したりすることに関する権利(生だけでなく、ビデオや CD などを再生する場合も含まれます)
2. 上映権 (第 22 条の 2)	ビデオテープや DVD などに固定(録画)されている著作物 を機器を用いて「上映」する(スクリーンやディスプレイに 映し出す)権利
3. 公衆送信権 (第 23 条)	テレビ・ラジオなどの「放送」、CATV などの「有線放送」、 インターネット上での「インタラクティブ送信(自動公衆送 信)」に関する権利
4. 伝達権 (第 23 条 2 項)	公衆送信された著作物を、テレビなどの受信装置を使って公 に伝達する権利

5. 口述権 (第 24 条)	著作物を口頭で伝達する権利(言語の著作物に限られる。生 だけでなく、録音された言語の著作物を再生することなども 含まれます)	
6. 展示権 (第 25 条)	「現物」を展示して見せる権利(「美術の著作物」と「未発行 の写真の著作物」の「原作品」に限られます)	
7. 頒布権 (第 26 条)	「映画の著作物」の場合に限り認められる、「譲渡」と「貸与」 の両方をカバーする権利	
8. 譲渡権 (第 26 条の 2)	著作物を公衆に譲渡することに関する権利(これは、例えば無断で海賊版を大量に作った侵害者が、その海賊版を第三者に売却してしまった場合、その後の転売を差し止められるようにするために設けられた権利。著作者については、26条の2で、実演家については第95条の2で、レコード製作者については第97条の2で、それぞれ譲渡権が創設されました)	
9. 貸与権 (第 26 条の 3)	著作物を公衆に「貸与」することに関する権利(これは、貸レコード店が急増し、著作者、実演家およびレコード製作者の経済的利益が大きく損なわれたことから、昭和59年(1984年)の著作権法一部改正により新たに付け加えられた権利です。著作者については、第26条の3で、実演家については第95条の3で、レコード製作者については第97条の3で、それぞれ貸与権が創設されました)	

表 6-3 無断で公衆に伝達されない権利

### ■無断で「二次的著作物を作成・利用」されない権利

「二次的著作物」とは、ある著作物を「原作」として、「翻訳」、「編曲」、「映画化」、「脚色」、「変形」などの「加工」をすることによって作られる「新たな著作物」のことです。

著作者は、第一に、自分が作った著作物について、他人が無断で「加工」して二次的著作物を作ることを差し止める権利を持ちます。そして第二に、著作者は、二次的著作物を作ることにつき承諾した場合にも、結果として作られたその二次的著作物について、その二次的著作物の著作者(翻訳などの「加工」をした人)が持つ著作財産権と同じ権利を持ちます(第11条、27条、28条)。

つまり、二次的著作物は、元の著作物(原作)とは別の「新しい著作物」であるため、翻訳などによりこれを作った人は、その二次的著作物の「著作者」となり、当然これについて著作者人格権と著作財産権を持つことになります。さらに、その二次的著作物は原作を使って創作されたものであるため、上述の通り、原作の著作者も、その二次的著作物につき著作財産権を保有します。

従って、二次的著作物を利用したい第三者は、その二次的著作物の権利者だけでなく、原作 の権利者からも承諾を得る必要があります。

著作権

07

# 著作隣接権(その1)

### -POINTs -

- ・ 著作隣接権の概要
- ・実演家の著作隣接権とワンチャンス主義
- ・実演家の人格権

### 著作隣接権とは

著作者の権利が、著作物を創作した者に対して与えられる権利であるのに対して、「著作隣接権」は、実演家、レコード製作者、放送事業者および有線放送事業者という、著作物などを人々に伝達する者に対して与えられる権利です。

これらの者は、著作物の「利用者」であって、「創作者」ではありませんが、重要な伝達機能を有していること、および伝達に際して著作物の創作に準ずる創作行為があることから、著作者の権利よりは少し弱い権利である著作者隣接権が付与されていると説明されています。

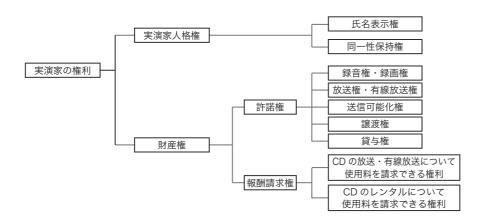
ここで「弱い」権利とは、具体的には以下のことを意味します。第一に、著作者には著作者人格権が与えられているが、著作隣接権者には、著作者人格権が与えられていません(実演家には著作権法上、人格権が認められていますが、著作者人格権に比べて狭い保護の範囲しか与えられていません)。第二に、著作隣接権の保護対象となる行為の範囲は、著作者の権利の保護対象となる行為の範囲より狭く設定されています。第三に、著作隣接権として付与される権利の一部が、「無断で〇〇〇されない権利」(許諾権)ではなく、「無断で〇〇〇している人に対して使用料を請求できる権利」」(報酬請求権)とされています。ちなみに、「著作者の権利」は、すべて、「無断で〇〇〇されない権利」(許諾権)です。

なお、著作隣接権の場合は、関係する行為をするだけで権利が付与され、「創作性」は権利 付与の要件ではありません。

### 実演家の権利

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演ずることや、著作物以外のものを演じる場合で芸能的な性質を有する行為です(著作権法第2条1項3号)。実演家とは、実演を行う者(俳優、舞踏家、歌手など)、実演を指揮する者、実演を演出する者です(第2条1項4号)。

実演家の著作隣接権を図示すると、以下のようになります(第 89 条 1 項、第 90 条の 2 ~ 95 条の 3)。



上記のように、実演家の著作隣接権の対象となるのは、基本的には、「生の実演」と「レコードに録音された実演」です。

映画やビデオなどに「録画された実演」については、原則として、実演家には権利がありません。例えば、レコードに出演する歌手や演奏家の場合には、「生実演の録音」を行い、CDなどを作る時点で、「録音権(91条1項)」を行使できるとともに、その後の行為(コピー、アップロード、レンタル、放送・有線放送など)についても、実演奏家の権利を行使して、その都度、使用料を請求できます。

一方、劇場用映画・ビデオなどの「映画の著作物」に出演する俳優や歌手の場合には、「生 実演の録画」を行うときにのみ、「録音・録画権」を行使できますが、出演について承諾して いれば、その後の行為(ビデオの生産、レンタル、テレビ放映など)については、一切この権 利が及ばないことになります。従って、「映画の著作物」に出演する実演家は、最初の撮影時 に十分な出演料を得ておく必要があります。これを「ワンチャンス主義」といいます(第91 条2項)。

また、実演家は、自分の実演が録音されたレコード(CD を含む)の商業的貸与(レンタル)については、その発売後1年間、許諾権としての「貸与権(95条の3第1項)」に基づいて「無断で貸与すること」を差し止めることができます。さらに、2年目以降の49年間は、「無断で貸与すること」を差し止めることはできませんが、「貸レコードについて使用料を請求できる権利」に基づいて、使用料を請求することができます(実務上は、両業界団体の協定によって「貸与権」、「貸レコードについて報酬を受ける権利(95条の3第3項)」の処理がなされ、レンタルからの使用料を決めて団体間で徴収が行われています。

実演家の実演は、単に著作物を伝達するというだけでなく、創作に近い個性が表出することから、実演家には、著作者人格権でいうところの氏名表示権と同一性保持権が認められています。ただし実演家には公表権は認められていません。これは、実演が行われる際には、公表を前提として行われることが多いからです。また、著作者については、名誉または声望を害する方法により著作物を利用する行為は著作者人格権を侵害する行為とみなす規定(第113条5項)がありますが、実演家にはこれに相当する規定はありません。

1

著作権

08

# 著作隣接権 (その2)

### -POINTs -

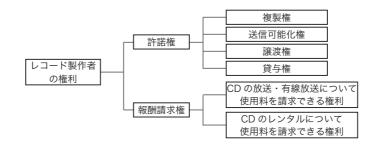
- ・レコード製作者の著作隣接権
- ・ 放送事業者・有線放送事業者の著作隣接権
- ・音楽 CD の放送を違法に録音した場合の権利侵害

### ■レコード製作者の著作隣接権

(レコードとは、音(自然音などの非著作物も含まれる)を最初に固定(録音)したもの(いわゆる「原盤」のこと)で、媒体は問われませんので、CD、テープ、パソコンのハードディスクなどに録音された場合でもレコードとなります(著作権法第2条1項5号)。

レコード製作者とは、ある音を最初に固定(録音)して原盤(レコード)を製作した者のことをいいます(第2条1項6号)。

レコード製作者の著作隣接権を図示すると、以下のようになります (89 条 2 項、96 条 ~ 97 条 の 3)



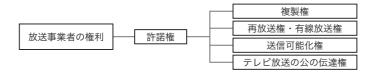
「小鳥の鳴き声」や「機関車の音」など「著作物でないもの」を録音した CD を無断でコピーした場合には、上記のレコード製作者の「複製権」のみを侵害しますが、音楽の CD を無断でコピーした場合は、その音楽の「作詞家・作曲家の著作者の権利としての複製権」、「実演家(歌手や演奏者)の著作隣接権としての複製権」、「レコード製作者の著作隣接権としての複製権」を同時に侵害することになります。

また、レコードのレンタルに関しては、前述の実演家の場合と同様、レコード製作者も「1年間の許諾権+49年間の報酬請求権」が与えられています。

### ■放送事業者および有線放送事業者の著作隣接権

「放送」とは、「公衆送信」のうち、公衆によって同一の内容(著作物に限らない)が同時に受信されることを目的として行う無線の送信であり(第2条1項8号)、「有線放送」とは、「公衆送信」のうち、「放送」と同じ目的のために行う有線の送信をいいます(第2条1項9号の2)。そして、「放送事業者」とは、テレビやラジオといった「放送を業として行う者」であり(2条1項9号)、「有線放送事業者」とは、CATVを典型例とする「有線放送を業として行う者」です(第2条1項9号の3)。

放送事業者の著作隣接権を図示すると、次項のようになります(第89条3項、第98条~ 100条)。



有線放送事業者の著作隣接権を図示すると、次項のようになります(第89条4項、第100条の $2\sim100$ 条の5)。



上記の放送事業者および有線放送事業者の「複製権(98条)」の内容は、無断で番組を録音・録画されない権利、無断でその録音・録画物をコピーされない権利、無断でテレビ画面を写真撮影されない権利、です。また、放送事業者の「再放送権・有線放送権(99条)」の内容は、無断で放送番組を受信された後に再度放送されたり有線放送されない権利で、有線放送事業者の「放送権・再有線放送権(100条の3)」の内容は、無断で有線放送番組を受信された後に、放送されたり、再度有線放送されない権利です。

音楽 CD が放送されているときに、その音楽を違法に録音したような場合は、その音楽の「作詞家・作曲家の著作者の権利としての複製権」、「実演家である歌手の著作隣接権として録音権」、「レコード製作者の著作隣接権としての複製権」、「放送事業者の著作隣接権としての複製権」を同時に侵害することになります。

著作権

09

# 著作権の制限

### -POINTs -

- ・著作権が制限される範囲
- ・ 著作権制限規定と著作隣接権
- ・ 著作権制限規定と著作者人格権

### 著作物などを例外的に無断で使用できる場合

一般に権利というものは、絶対的なものではなく、公共の福祉や他人の権利との関係で、制限や例外が設けられる場合があります。

著作権の場合も、著作権法の中に、「権利制限規定」と呼ばれる例外規定が数多く設けられており、一定の場合には、権利者の了解を得ずに、著作物などを無断で利用できることとされています。

しかし、そのような制限規定が適用されるような場合においても、いくつかの留意点があります。

第一に、制限規定の適用を受けて無断でコピーを作成した場合においても、そのコピーを目的外に使用することはもちろん許されません(改めて権利者の許諾が必要になる)。制限規定が適用される範囲(無断で利用できる範囲)を超えて利用した場合は、著作権侵害となり、損害賠償請求、差止請求、刑事罰の適用といった事態が生じることになります。

第二に、利用の態様によっては、著作物の題名や著作者名などを表示して利用する必要があります(著作権法第48条)。

第三に、制限規定が適用され、著作者の著作財産権が制限されて、コピーなどが例外的に無断でできる場合には、関係する著作隣接権も制限されます。(第102条、例えば、著作者である作詞家・作曲家の複製権が制限され、音楽の著作物を例外的に無断でコピーできる場合には、著作隣接権者であるレコード製作者や実演家の著作隣接権としての複製権も制限され、CDからのコピーが可能となります)。しかし、この場合においても、著作者の著作者人格権は制限されないため、無断で著作物を改変したり氏名表示を省略したりすると、著作者人格権を侵害することとなるので注意する必要があります。

第四に、制限規定が適用されて、コピーが無断でできる場合であって、配布 (譲渡) することを伴うことが想定される場合には、この配布 (譲渡) についても制限規定が適用されます。よって、学校の授業を担当する教師は、授業で使うために著作物のコピーを作成して、児童生徒に配布 (譲渡) することが許されています。



# ■権利制限の具体的内容

著作権法上の権利制限の具体的内容を以下に示します。

著作権法上の権利制限の具体的内容を以下に示します。				
私的使用のための複製 (30条)	個人的・家庭内その他これに準ずる範囲内で使用するために、使用するものが複製できる(翻訳・編曲・変形・翻案も可)。ただし、デジタル方式の録音録画機器・媒体を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対して保証金の支払いが必要となる。			
図書館等における複製(31条)	政令で認められた図書館などでは、非営利事業として一定の条件の下で、①利用者に提供するための複製、②保存のための複製などを行うことができる。(①の場合は翻訳も可)。			
引用 (32条)	①公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内であれば、公表された著作物を引用して利用できる。 ②国・自治体などが一般に周知させるために発行した広報資料などは、転載禁止の表示がされていない限り、説明の材料として新聞その他の刊行物に転載できる(いずれも翻訳も可)。			
教科用図書等への転載 (33条)	学校教育の目的上必要な限度で、公表された著作物を教科書などに掲載できる (翻訳・翻案なども可)。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払い が必要となる。なお、弱視の児童・生徒のための教科用拡大図書への複製も一定 の条件で許される (33条の 2)。			
学校教育番組の放送等 (34条)	上記と同様の基準で、学校教育番組において放送・有線放送したり、学校教育番組用の教材に掲載される(翻訳・翻案なども可)。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払が必要となる。			
教育機関における複製等 (35条)	非営利の教育機関で教育を担任する者や学生・生徒は、授業で使用するために必要な限度で、公表された著作物を複製できる(翻訳・翻案も可)。ただし、ドリル・ワークブックの複製など、著作権者の利益を不当に害する場合は除く。なお、遠隔授業のための教材など公衆送信も、一定の条件で認められる(35条の2)。			
試験問題としての複製 等(36条)	入学試験その他の試験・検定に必要な限度で、公表された著作物を複製・公衆 送信できる(翻訳も可)。ただし、営利目的の場合には、著作権者への補償金の支 払が必要となり、また、著作権者の利益を不当に害する公衆送信の場合は除く。			
点字による複製等 (37条)	公表された著作物は、点字によって複製したり、コンピューター用点字データとして記録・公衆送信できる。また点字図書館その他の一定の施設では、視聴覚障害向けの貸し出し用として録音できる(いずれも翻訳も可)。			
聴覚障害者のための児 童公衆送信(37条の2)	聴覚障害者の福祉増進を目的とする事業を行う一定の者は、放送・有線放送される著作物の音声を、聴覚障害者のために文字にして自動公衆送信できる(要約も可)。			
非営利目的の上演・上 映・貸与等 (38条)	①営利を目的とせず、かつ顧客から料金を受けない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述できる(ただし、実演家・口述者に報酬が支払われる場合は除く)。また、放送・有線放送される著作物を受信装置を使って公に伝達することができる。 ②営利を目的とせず、利用者から料金を受けない場合は、(映画以外の)公表された著作物のコピーを貸与できる(その他の規定あり)。			
時事問題に関する論説 の転載等(39条)	新聞・雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、利用を禁ずる旨の表示がない限り、他の新聞・雑誌に掲載したり、放送・有線放送できる(翻訳も可)。			
政治上の演説等の利用 (40条)	①公開の場で行われた政治上の演説・陳述、裁判での公開の陳述は、あるひとりの著作者のものを編集して利用する場合を除いて、方法を問わず利用できる。 ②国・自治体などで行われた公開の演説・陳述は、報道のために新聞・雑誌に掲載したり、放送・有線放送できる(翻訳も可)。			

表 6-4 著作権法上の権利制限の具体例



著作権

10

# 著作権の保護期間と著作権 侵害に対する法的救済

### -POINTs -

- ・各種著作物に係る著作権の保護期間
- ・保護期間の計算方法
- ・著作権侵害に対する法的救済

### 著作権 / 著作隣接権の保護期間

#### (1) 著作者人格権の保護期間

著作者人格権は、一身専属の権利とされているため(著作権法第59条)、著作者が死亡(法人の場合は解散)すれば権利も消滅することになります。つまり、**著作者人格権の保護期間**は、著作者の生存期間です。しかし、著作者の死後(法人の場合は解散後)においても、原則として、著作者人格権の侵害となるような行為をしてはなりません(第60条)。

なお、実演家の人格権の保護期間も、実演家の生存期間です。しかし実演家の死後において も、原則として、実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはなりません(第 101 条の 3)。

### (2) 著作財産権の保護期間

原則として、**著作財産権の保護期間**は、著作者が著作物を創作したときから始まり、著作者の生存期間およびその死後50年間です(第51条)。

ただし、以下に示すものは、別に保護期間が定められています。

著作物の種類	保護期間	
無名・変名の著作物(第52条)	公表後 50 年	
団体名義の著作物(第53条)	公表後 50 年	
映画の著作物(第 54 条)	公表後 70 年	
著作物の一部ずつが発行され、 一定期間内に完成されるもの(第56条)	最終部分が公表されたときから 50 年	

#### (3) 著作隣接権の保護期間

	保護の始まり	保護の終わり
実演	その実演を行ったとき	実演後 50 年
レコード	その音を最初に固定 (録音) したとき	発行 (発売)後 50年
放送	その放送を行ったとき	放送後 50 年
有線放送	その有線放送を行ったとき	有線放送後 50 年

6

#### (4) 保護期間の計算方法

計算方法を簡単にするため、すべての保護期間は、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算します (第57条)。例えば、ある作家が1999年に亡くなったとした場合、彼の著作物は、2000年1月1日から起算して、2049年12月31日まで保護されます。なお、著作隣接権の保護期間も、実演、発行、固定、放送、有線放送を行った年の翌年の1月1日から起算します。

### ■著作権侵害に係る法的救済処置

著作物が無断で利用され、著作者の権利や著作隣接権などが侵害された場合には、権利者は、いかなる法的措置をとることができるのでしょうか。

#### (1) 損害賠償請求

故意または過失により他人の権利を侵害した者に対して、侵害を被った者は、侵害による損害の賠償を請求することができる、というのが民法の原則です(民法第709条)。この原則により、著作権侵害の場合にも、損害賠償の請求ができます。

ところが、著作権侵害の場合には、損害の算定・立証が困難であることから、損害賠償額の算定について、著作権法第114条1項は、傷害者が侵害の行為より受けた「利益の額」を、著作権者の「損害の額」と推定する旨を定めてあり、さらに同条2項は、著作権者が著作権を行使した場合に「通常受けるべき金銭の額」を、著作権者の「損害の額」として請求することもできる、と定めています。

### (2) 差止請求

被侵害者である著作者、著作権者、出版権者、または著作隣接権者は、その著作者人格権、著作財産権、出版権または著作隣接権を侵害する者または侵害する恐れがある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができます(著作権法第112条1項)。

さらに、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物、侵害の行為に供された機械もしくは器具についても、その廃棄を請求することができます(第 112 条 2 項)。

### (3) 名誉回復措置

著作者は、著作者人格権が侵害された場合には、名誉回復の措置(新聞への謝罪広告)を請求することもできます(第115条)。

#### (4) 刑事罰

侵害者が、故意に侵害を行った場合には、刑事罰の適用もあり得ます(第119条・124条)。

著作権

# 11

# インターネット送信に かかわる著作権

### -POINTs -

- ・ 著作者の自動公衆送信権
- ・ 著作隣接権者の送信可能化権
- ・音楽のネット配信における権利処理

### サイト公開で起こること

Bが創作したアナログ形式の著作物を、Aが、Bには無断でデジタルコンテンツ化し、それをネットワークプロバイダ Cのサーバーに開設したホームページに掲載したとします。この場合に、Aは、Bのいかなる権利を侵害することになるのでしょうか。

Aが、アナログ形式のBの著作物を無断でデジタルコンテンツ化することは、Bの「複製権の侵害」に該当します。では、Aが、Cサーバーに、Bの著作物を蓄積・入力(アップロード)する行為はどうでしょうか。さらには、Aが、ユーザーDのCサーバーへのアクセスに応じて、Bの著作物をDに送信する行為はどうでしょうか。

### 自動公衆送信

著作権法は、著作者はその著作物について「公衆送信権」を専有するとしています(著作権 法第23条1項)。そして、この「公衆送信権」の対象となるものとして、

- 1. 「放送」、「有線放送」(第2条1項8号および9号の2)と
- 2. 「自動公衆送信」(第2条1項9号の4)

を規定しています。

1. 「放送」、「有線放送」とは、一般のテレビやラジオのように、「送信局側が一方的に同一内容の情報(番組)を同時に公衆の受信機まで送り、受信者側は、受信機まで届いている複数の情報について、チャンネルによって受信を選択する」方式です。ここでいう「放送」とは、地上波 TV、AM・FM ラジオ、衛星放送などの無線放送を意味し、また、「有線放送」はCATV を典型例とするものです。

一方、2.「自動公衆送信」とは、インターネットを使って自分のホームページに写真や文章をサーバーのメモリーに蓄積する(アップロードする)場合のように、「情報はサーバーまでしか届いておらず、個々の受信者が端末を使ってサーバーに『アクセス』した場合にのみ、その情報がサーバーから端末に送信される」方式であり、「インタラクティブ送信」とも呼ば



れます。同一内容の情報を同時に公衆が受信するものではありません。

そして、2、「自動公衆送信」の場合には、ユーザーからのアクセスに応じて、著作物を「送信」する行為だけでなく、「送信可能化」する行為、つまり、「ネットワークに接続されたサーバーのホームページ用記憶媒体(メモリー)に、情報を記録・入力する行為(アップロードなど)」も、著作者の「自動公衆送信権」の対象となります(第23条1項)。この「送信可能化」する行為の他の具体例としては、「サーバーに情報が記録されたディスクを加える行為」、「メール用のメモリを、ホームページ用のメモリに変換する行為」、「カメラやマイクのような入力装置から、サーバーに情報を入力する行為」などが挙げられます。

なお、著作隣接権者には上述の「送信可能化」する権利が認められています。

### 著作隣接権者との関係

著作者Aが作詞・作曲し、実演家(歌手)Bが歌唱し、レコード製作者Cが作成した音楽 CDに録音されている楽曲を、Dがデジタル化してインターネット配信する場合には、誰か ら、とのような利用の許諾を得る必要があるのでしょうか。

当該楽曲の録音については、

①著作者Aの「複製権」が及びます(著作権法第21条)。

また、実演家Bおよびレコード製作者Cには、著作隣接権が付与されているので、

- ② Bの「録音権」も及び(第91条1項)、
- ③ Cの「複製権」も及びます(第96条)。

従って、D は、当該楽曲をデジタル化するために、A、B、C の三者から、A の「複製権」、B の「録音権」、C の「複製権」に基づく許諾を受けなければなりません。(著作者の楽曲は日本音楽著作権協会 < JASRAC > に信託譲渡されていることが多く、この場合には、A の代わりに同協会から許諾を得ることになります)。

次に、

- ④ 著作者 A は、当該楽曲につき、「送信可能化権」を含んだ「自動公衆送信権」を保有し(第 23 条 1 項)、
- ③著作隣接権者である B・C は、当該楽曲につき、「送信可能化権」を保有します(第 92 条の 2 および第 96 条の 2)。

よってDは、当該楽曲をインターネット配信するために、A(またはJASRAC)からは「自動公衆送信権」に基づく許諾を、 $B \cdot C$ からは「送信可能化権」に基づく許諾を得なければなりません。

著作権

14

# キャラクター&フリー素材 の使い方

### -POINTs -

- ・著名人やキャラクターなどの使用には本人の許諾が必要
- ・キャラクターなどの商品化権はいくつもの法律で守られている
- ・フリー素材の利用は無制限ではない

ホームページなどの作成に当たって、利用者(IT 関連企業のサポートなどを受ける顧客)から、有名な人物の氏名や顔写真、アニメのキャラクターを使用したいなどの要望を受けることがあります。しかし、これらのものについては、以下に記す「権利の保有者」から使用の許諾を受ける必要があります。これらを無断で使用した場合、損害賠償請求や使用行為の差止請求を受けることがあります。

### ▋商品化権

明確な定義はされてはいませんが、キャラクター(テレビ、スポーツ、漫画、映画、物語、小説などに登場する実在または架空の人物や動物)を商品の販売やサービスの提供などのために、媒体として利用することに関する権利です。現在、法律上明文化されていないため、著作権、意匠権、商標権、不正競争防止法、民法(不法行為)など既存の法律を最大限活用して保護されています。

### ■パブリシティ権

パブリシティ(Publicity)とは、「知れ渡ること・知名度・評判」などの意味を持ちます。パブリシティを有する人物、すなわち有名人が、その氏名・肖像、その他の顧客吸引力のある個人識別情報の有する経済的価値(=パブリシティの価値)を排他的に支配することのできる権利を、パブリシティの権利といいます。

### プライバシー権

プライバシー権とは、私生活をみだりに公開されない権利と定義されています。パブリシティ権と同様、法律上正面から権利として規定した条文はありませんが、憲法第13条(幸福追求に対する国民の権利の尊重)、軽犯罪法第1条1項23号(他人の住居を正当な理由なく

### **■** プライバシー・ポリシー

ネットでの「プライバシー・ポリシー」は、個人情報保護法で義務づけられていませんが、 必要に応じて設置する必要があります。

その内容には、以下のようなものが必要とされます。

- ・取扱事業者名と当該指針の範囲
- ・関係法令の厳守
- ・利用目的
- · 最小限原則
- ·第3者提供

グループ企業での利用。

- ・安全管理措置
- 委託先監督
- ・サイトの安全性と cookie の使用
- ・本人からの請求対応と手続き 問い合わせ先

# **COLUMN**

### © マーク

書籍の写真や、ウェブページのフッターなどに「 $^{\circ}$ 」マークをよく見かけます。このマークは、何を意味しているのでしょうか。

日本を含めて、ヨーロッパ諸国などは、著作権の国際的な基本条約である「ベルヌ条約」に加盟しています。ベルヌ条約では、著作権の成立は登録によらない「無方式主義」としています。しかしながら米国では、日本の特許のような申請登録による著作権の成立、すなわち「方式主義」の制度を維持してきました。このため、日本やヨーロッパの著作物が、アメリカで保護されないことになりました。そこで、1952年「万国著作権条約」を制定し、著作物に「c」を表示すれば登録の必要な国でも「登録したものとみなして保護する」とされました。

現在、アメリカも 1989 年にベルヌ条約を締結し、「無方式主義」へ移行しています。したがって、現在では、「®」本来の役割はなくなり、著作権者名を示す際の目印として使われています。